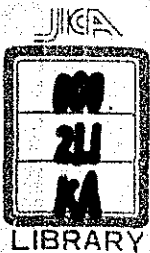


参考資料 No.5

技術協力専門家に対する諸国の 災害補償の実状

昭和40年10月

海外技術協力事業団
総務部



国際協力事業団	
受入 月日	'84. 5. 24
登録No.	07523
	000
	21.1
	KA
	K

目 次

I 専門家受入諸国

1	ビルマ	1
2	カンボジア	2
3	セイロン	3
4	インド	4
5	マレーシア	4
6	フィリピン	5
7	シンガポール	6
8	タイ	7
9	ベトナム	8
10	イラン	9
11	レバノン	9
12	ガーナ	9
13	ケニア	10
14	ナイジェリア	11
15	スーダン	11
16	ボリビア	12
17	ブラジル	12
18	チリ	13
19	コロンビア	13
20	エクアドル	13
21	サルサルバドル	13
22	メキシコ	14

II 専門家派遣諸国

1	オーストラリア	15
2	ベルギー	15
3	カナダ	17
4	デンマーク	17
5	フランス	18
6	ドイツ	19
7	ニュージーランド	20
8	イギリス	20
9	アメリカ	21

JICA LIBRARY



1023170[2]

は し が き

本資料は、専門家受入国側である開発途上にある被援助国側の外国人専門家に対する災害補償の実態および専門家派遣国側である先進援助国側の専門家に対する災害補償についての諸措置について在外の各公館を通じて調査したものをとりまとめたものである。

なお、専門家の海外派遣にあつての現行の災害補償制度は必ずしも十分ではないので、早急にこれを改善し各専門家が、この面での危懼を抱くことなく赴任地において、その能力を十分発揮し得るようにすることがこの事業の成果を高めるために必要である。

本資料はこの意味での検討資料とする目的もあつて調査したものである。

昭和40年10月

企 画 課

専門家受入諸国

(1) ビルマ

1. 医療補償

(1) 補償の制度

イ、根拠規定 "Schedule of Terms Accorded by Government of the Union of Burma to Colombo plan experts" の第5項 — Free medical care other than dental for the expert only either at Govt. hospital or private nursing homes.

ロ、医療機関の指定 — 政府立病院、私立療養院（指定なし）

ハ、補償の対象範囲 — 歯科以外の傷病

(2) 実 状

国立病院または私立病院の何れにおいても診療代は一時立替払をし、その領収証を国家計画省へ提出すると、歯科を除き全額払戻しをうけることができる。（政府職員に対する場合と同等またはそれ以上の取扱いをうけている。政府職員は国立病院においてのみ無料診療を受けられる。）なお、無料診療は専門家のみで家族は自己負担である。

2. 死亡補償

補償規定なし。

実例はないが、そのような事態発生の場合は、ケースバイケースにより考慮のうえ処置される模様である。

3. 医療事情

国立、私立病院とも近代的設備を有するものは少く、医療機械・医薬品等も非常に不足している。

病院・診療所数は人口に比し絶対的不足の状態である。

医師、看護婦等の医療職員数も極端に不足しており、一般的にいつてその技術は高いとは思われない。

(2) カンボジア

1. 医療補償

(1) 補償の制度

イ、根拠規定 特になし(事実上コロンボ・プラン事務局の専門家の特権に関する文書中、カンボジア欄の Free medical facilities for expert and his familyに準拠。

ロ、医療機関の指定 一 公立病院

ハ、補償の対象範囲 一 範囲の制限なし

(2) 実 状

専門家は政府職員と同様、公立医療機関で無料診料をうけることが出来る。ただし、一般的には、この公立医療機関は現地人向きで外国人には利用されず、諸外国人、専門家等は技術的に信頼がおけるフランス系カルメット病院、あるいは市内開業医を利用しておりこのため全額自己負担となっている。

2. 死亡補償

補償規定なし。

3. 医療事情

プノンペン市内には国立病院(2)、ソ連援助国立病院(1)がある。

国内の病院・診療所は次の通りである。

	病 院	診 療 所
} 公 立	22	181
	私 立	13

4. その他

日本の援助による農業センター要員は医療センターで、畜産センター要員はチヌップゴム園の病院（私立）で、それぞれ無料診療をうけている。

(3) セイロン

1. 医療補償

(1) 補償の制度

イ、根拠規定 特になし（事実上、コロombo・プラン事務局の専門家の特権に関する文書中、セイロン欄の Free medical facilities at Government medical Institutions for experts only に準拠）

ロ、医療機関の指定 — 政府医療機関

ハ、補償の対象範囲 — 制限なし

(2) 実 状

無料診療は原則として政府医療機関に限られるが、緊急止むを得ない場合は私立医療機関の利用を認め、後に専門家から請求があればその費用全額をセイロン政府が払戻す。（時々その様な例があるが、日本人専門家からは未だ請求の例はない。）なお、無料診療は専門家のみで家族は自己負担である。

2. 死亡補償

補償規定なし。

日本人専門家が死亡した実例が1件あるが、セイロン政府は私立病院の費用約15万円を支払ったのみで、補償はしていない。

3. 医療事情

英国系の医療制度のもとに殆んどあらゆる部門にわたって医療設備は

整備され、その水準も低くない。

コロンボ、キャンデイ等大きな都市にいる限りは、安心して医療をうける。

(4) インド

1. 医療補償

(1) 補償の制度

イ、根拠規定 特になし(事実上、コロンボ・プラン事務局の専門家の特権に関する文書中インド欄の Free medical facilities for experts and their families as for Grade I officers of the Government of Indiaに準拠)

ロ、医療機関の指定 — 勤務地によりそれぞれ病院を指定。

ハ、補償の対象範囲 — 制限なし

(2) 実 状

止むを得ない事情により、指定病院以外の病院等で診療を受けた場合も、事前事後の手続により、インド政府から費用の全額を払戻される。

2. 死亡補償

補償規定なし。 事例もなし。

3. 医療事情

インドにおける政府病院の医療設備は完備している。

(5) マレーシア

1. 医療補償

(1) 補償制度

イ、根拠規定 General circular 第1号(コロンボ・プラン事

務局規定に準ずる) Free medical facil-

ities excluding dental.

- ロ、医療機関の指定 — 公立病院
- ハ、補償の対象範囲 — 歯科以外の傷病、但し入院料は全額自己負担。

(2) 実 状

専門家は政府職員と同等の扱いを受けている。(死亡の場合は同等でない。)

公立病院以外の病院における診療は全額自己負担となる。なお家族に対しても無料診療である。

2. 死亡補償

補償規定なし。

非公式見解として、マレーシア政府は見舞金を遺族に支払う形式をとるのではないかとされている。

3. 医療事情

各州に1つ以上の中央総合病院が設置されており、それらは一流病院で、完全とまでいかないが一応の設備はある。

{6} フィリピン

1. 医療補償

(1) 補償の制度

イ、根拠規定 特になし(事実上、コロンボ・プラン事務局の専門家の特権に関する文書中、フィリピン欄の Whatever services that can be provided by the Department of Healthに準換)

ロ、医療機関の指定 — 衛生省下の病院

ハ、補償の対象範囲 — 制限なし

(2) 実 状

過去においてコロホ計画による派遣専門家が衛生省傘下の病院で治療を受けた実績はない。衛生省傘下以外のより水準の高い病院を利用して、全額自己負担をしている模様である。

2. 死亡補償

補償規定なし。

3. 医療事情

現在衛生省傘下には207の病院があり、うちマニラ市には3病院があつて、設備の完備したよい病院も含まれているので、マニラ市における専門家の診療には問題ないと考えられる。しかし、マニラ市以外にあるこれら病院の医療設備は極めて貧弱であり、医薬療品の欠如、整備の不完全により機能不全の設備も多く、また医師の技術もマニラの一流病院に比較して相当劣る。また医師の不足のため、代つて、しばしば看護婦が治療を行つている現状であるので、これら地方の病院における医療サービスは極めて不備と考えられる。従つて、マニラ市以外で治療をうける場合は、衛生省下以外のもつと技術の高い病院を利用することにならう。

(7) シンガポール

1. 医療補償

(1) 補償の制度

- イ. 根拠規定 マレーシアと同じ
- ロ. 医療機関の指定 政府中央病院
- ハ. 補償の対象範囲 歯科以外の傷病 但し、入院料は自己負担

(2) 実 状

長期療養を必要とする場合は政府の中央病院を利用しているが、その他の場合には診療のための手続きが繁雑であることと病院が混雑してい

るため、殆んど私立の病院または開業医を利用しており、費用は全額自己負担となっている。

[8] タ イ

1. 医療補償

(1) 補償の制度

イ、根拠規定 特になし（事実上、個々の要請書記載内容に準拠、
C.P 事務局の Free medical facilities）

ロ、医療機関の指定 ーあり

ハ、補償の対象範囲 ー制限なし

(2) 実 状

指定病院はあるが、緊急の場合は、適当な医療機関で治療をうけ、事後、経費をタイ側に請求することができる。

診療の範囲については制限はないが、従来慣例として軽度の風邪等の医療（入院あるいは通院を必要としない程度のもの）は専門家が自己負担をしている。

2. 死亡補償

補償規定なし。補償は行なわれないが、葬儀等公葬扱いとする等の配慮を行なっている。

3. 医療事情

医療設備は、バンコックでは政府病院をはじめ、私立病院も多数あり、これら病院の設備もほぼ完備している。但し地方都市では十分な設備は少ない。道路センター設置のソンクラ市には設備の完備した病院があり優秀な医師もいる。

[9] ベトナム

1. 医療補償

(1) 補償の制度

イ. 根拠規定

The expert and his family will be afforded the same facilities as those extended to Government Servants (Category A). The cost of medicines used in an emergency may be reimbursed on production of a certificate from the Medical officer.

ロ. 医療機関の指定 — 原則として国公立病院・私立病院の場合は一定額を補助。

ハ. 補償の対象範囲 — 不明

(2) 実 状

ベトナム政府は、各国人専門家は特に優遇するよう各病院に通達している。

国立病院における診療、入院は無料であるが、病気の種類によつては必ずしも十分な医療設備が整つていないとはかぎらず、一応整備されているといわれるフランス系病院およびその他私立病院において診療を受け、または入院治療する場合には、1回の診療費（または1日の入院費）中180ピアストルを政府が負担する。（例えばフランス人医師の診療費は1回約500ピアストル）

但し、重患のため、官公立病院に赴くことができず医師の来診を仰いだ場合にはその医師の来診止むなきの証明があれば、費用の全額が払戻される。

なお、療代については医師の処方差によるものは政府が負担する。

2. 死亡補償

補償規定なし

[10] イラン

1. 医療補償

(1) 補償の制度

イ、根拠規定なし

(2) 実 状

同国へは、現在英・米・仏・日等7カ国から技術協力専門家が派遣されているが、医療を必要とする場合は、派遣国側の補償制度によつてゐる。

イラン政府が外国人専門家の一般補償を行つてゐる唯一の例は、カラチ小規模工業訓練センターの日本人指導員の場合である。

2. 死亡補償

補償規定なし。 ケースバイケースにより処理。

[11] レバノン

1. 医療補償

(1) 実 状

専門家に対する取扱いについては特別の規定はなく、各派遣専門家と受入側との間の契約によりその内容が定められることとなつてゐる。

例えば、昭和38年1月29日付レバノン政府の人形専門家派遣要請書には無料医療補償が保証されているが、38年6月5日付の漁業専門家派遣要請書においては、かかる保証はない。

[12] ガーナ

1. 医療補償

(1) 補償の制度

イ、根拠規定 大統領府 Establishment Secretariat (技術協力受入主管庁)の決定内容は以下の通りである。

"Free medical attention. (The ministry /Department should provide a letter of introduction for the expert when he or his family first need the attention of a Government doctor"

ロ、医療機関の指定 — 政府医療機関

[13] ケ ニ ア

1. 医療補償

(1) 補償の制度

イ、根拠規定 一般的にはなし。わが国援助のケニア小規模工業技術訓練センター要員に対しては、
agreement で規定している。
(政府職員と同等の取扱)

ロ、医療機関の指定 — 公立病院

(2) 実 状

センターがあるナクル市の公立病院は、専門家の診療に適さないものであり、私立病院を利用し、自己負担せざるを得ない現状である。

2. 死亡補償

補償規定なし

3. 医療事情

公立病院で設備の整った病院は、ナイロビ市にあるのみである。

[14] ナイジェリア

1. 医療補償

(1) 補償の制度

- イ、根拠規定 なし
- ロ、医療機関の指定 — 国立病院
- ハ、補償の対象範囲 — 制限なし

(2) 実 状

専門家およびその家族は、政府高級官吏と同様、国立病院で診療を受ける限りは無料である。

やむなく他の医療施設を利用する場合は原則として全額自己負担であるが、事情によつては交渉可能である。

2. 死亡補償

補償規定なし。家族の帰国旅費の支払いは行なうが、その他の措置は決定していない。

3. 医療事情

国立病院は、ラゴスには2つある。

当地の医療施設は整つておらず不十分である。

[15] スーダン

1. 医療補償

(1) 補償の制度

- イ、根拠規定 なし
- ロ、医療機関の指定 — 政府立病院

(2) 実 状

政府立病院において無料診療を受けることが出来る。

2. 死亡補償

補償しない。

3. 医療事情

国内の9つの州の主要都市には、一応近代的医療施設を有する政府立病院がある。

[16] ホリビア

1. 医療補償

(1) 補償の制度

イ、根拠規定 — なし

(2) 実 状

歯科治療をうけた実例があるが、全額自己負担であつた。

2. 死亡補償

補償規定なし

[17] ブラジル

1. 医療補償

(1) 補償の制度

イ、根拠規定 — なし

ロ、医療機関の指定 — あり

(2) 実 状

州により多少異なるが、大体において政府職員と同等の扱いを受けている。指定外の医療機関を利用した場合は自己負担となる。

2. 死亡補償

補償規定なし。昭和36年の実例1件については正式の補償は受けられなかつた。

3. 医療事情

州により異なるが、公立病院はかなり不満足なものが多い。

[18] チ リ

1. 医療補償

(1) 実 状

政府機関中、産業開発公団 (CORFO)、電力公社 (ENDESA) 等の比較的大規模の公企業は、独自の医療設備を有し、専門家に対し無料診療を行っている。

昭和39年、わが国から派遣した調査団員5名に対し受入側である電気通信公社の負担で米貨1万ドルずつの傷害および生命保険の加入措置を講じた。

[19] コロンビア

医療補償、死亡補償ともになし。

[20] エクアドル

医療補償、死亡補償ともになし。

[21] エルサンパドル

1. 医療補償

(1) 補償の制度

イ、根拠規定 特になし。同国外務次官の来簡による約束にもとづき日本から派遣された専門家には次の項目が適用される。

Gastos de asistencia médica que pudieron ser necesarios en casos de enfermedad y accidente, durante su permanencia en el país

ロ、医療機関の指定 — 社会保障用病院

(2) 実 状

実際問題として、未だこの様なケースに直面しなかつたため適用されなかつた。軽い病気の診察治療は派遣専門家側で私費負担をしていた模様である。

上記のごとく補償はあるが、社会保障用病院は、施設・私用薬品の点で望ましくなく、私立病院を利用せざるを得ない場合が多く、その場合は自己負担となる。

[22] メキシコ

1. 医療補償

(1) 補償の制度

- イ、根拠規定 有無は不明
- ロ、医療機関の指定 一あり
- ハ、補償の対象範囲 一制限なし

(2) 実 状

専門家は指定病院において、政府職員と同様無料診療の取扱を受ける。

指定病院以外で診療を受けた場合の費用は全額専門家の負担となる。

2. 死亡補償

補償規定なし

II 専門家派遣諸国

1. オーストラリア

海外派遣専門家に対する特別の災害補償制度はなく、連邦政府職員の災害補償法が適用されている。

2. ベルギー

(1) 職務活動中の災害に対する補償

(イ) 対象 職務従事中に起きるあらゆる災害（飛行機事故を含む）

(ロ) 補償負担 自国負担 ただし、相手国が支払うべき専門家海外派遣費用の一時払い分担金の額を決定する場合に、補償に要する費用が考慮されている。例外としてモロッコ、チュニジアの場合は、技術協力協定を結び、直接に補償を負担させている。

(ハ) 補償方法 保険に加入

(ニ) 補償内容

a) 職務不能となった場合

一時的かつ全体的職務不能に対しては1日に440ベルギーフラン（8.8米ドル）

一時的かつ部分的職務不能に対しては1日に440ベルギーフランに廃疾係数をかけた額。

永久的かつ全体的職務不能に対しては1年につき144,000ベルギーフラン。

永久的かつ部分的職務不能に対しては144,000ベルギーフランに廃疾係数をかけた数。

その他治療に要する費用は一切保険でまかなわれる。

b) 専門家が死亡した場合

葬儀用に 4,000 ベルギーフラン (80 米ドル)

配偶者に対しては年額 50,400 ベルギーフラン (1,008 米ドル)

18 才以下 (学生、肉体的・精神的無能者の場合は 21 才以下)
の子女に対しては 1 人当り年額 25,200 ベルギーフラン (504 米ドル)

片親のなかつた子女に対しては 1 人当り年額 33,600 ベルギー
フラン (672 米ドル)

(2) 暴動・叛乱、あるいは内乱による災害に対する補償

- (イ) 対象 かかる出来事に起因するすべての災害
- (ロ) 補償負担者 自国負担
- (ハ) 補償方法 国家予算より直接支給
- (ニ) 補償内容 (1) に同じ

(3) その他の原因による災害に対する補償

- (イ) 対象 傷病あるいは(1)(2)以外の災害の結果、執務不能が生じた場合

- (ロ) 補償負担者

月額 3,000 ベルギーフラン (60 米ドル) に指数加算 (現 10%)
をした額を政府 1,825 ベルギーフラン、専門家 1,175 ベルギーフ
ラン負担

- (ハ) 補償方法 保険に加入

- (ニ) 補償内容

執務不能の場合、月額 4,000 ベルギーフラン (80 米ドル) に賃
金労働者の子女に対する児童手当を加算した額。

専門家が死亡した場合、配偶者に対し月額 2,000 ベルギーフ
ラン、両親を失った子女に対し 1 人月額 2,000 ベルギーフラン、
片親を失った子女に対し 1 人月額 1,350 ベルギーフラン。

葬儀用に 3,000 ベルギーフラン (60 米ドル)

その他、治療に要する費用が、賃金労働者に対する健康保険
制度に定める額に準じて補償される。

(4) その他

(1)、(2)、(3)の制度でカバーされないものについては、休暇中ベルギーにおける場合の災害は、特別保険が発動される。このための保険料は政府と専門家が折半負担する。

相手国滞在中のものについては、協力協定に基づき、相手国が全面的に負担する。ただしモロッコ、チュニジアの場合は専門家の全面的負担となる。

3. カナダ

カナダ政府は、技術協力等により海外に派遣される専門家に対し災害補償は一切行わない。専門家の派遣に際して対外援助庁とそれぞれの専門家が個別に契約を結ぶことになっており、これら契約に共通的に disability claims に関する条項がある。この条項には、対外援助庁長官は派遣専門家またはその家族の死亡、病疾、傷害等に対し補償の責にないことを規定している。

ただし、派遣先における非常事態の発生にともない、専門家がカナダ政府の指示に基き引揚げを行なう場合の交通移転費についてはカナダ政府が負担する。

4. デンマーク

- | | |
|-------------|---|
| (1) 災害補償の対象 | 疾病・負傷・廃疾・死亡等すべての災害を対象とする。 |
| (2) 補償の負担 | 政府。ただし、インドのみはインド政府負担で、政府職員と同等の疾病補償を行なうことになっている。 |
| (3) 補償の方法 | 保険（1年更新） |
| (4) 補償内容 | |

(イ) 医療補償

すべての傷病に対し治療費および入院費として契約期間(1年間)に3,000クローネ(約16万円)まで給付される。

(ロ) 廃疾補償

疾病および負傷の結果、労働能力が通常の $\frac{2}{3}$ 以下に低下した場合、独身者については10万クローネ、配偶者を有するものについては20万クローネ(内10万クローネは扶養家族に対する見舞金)が一時金として支払われる。

この他、帰国後、当国の社会保障制度に基く廃疾者年金が支給される。

(ハ) 死亡補償

配偶者に対し一時金として10万クローネ(約520万円)が支給される。

(ニ) 緊急時の帰国補償

傷病、廃疾、その他不時の災害のため緊急に帰国すべき場合に備え帰国旅費保険がかけられており、保険金は最高2万クローネまで支給される。

(注) 補償に関する特別な法令はない。

5. フランス

(1) 補償の負担 Association Française des volontaires
du progrès

(2) 補償の方法 保険

(3) 補償内容

(イ) 医療補償

医療費および薬品代の80%まで支給。

91日以上の場合は1日25フラン(約1,800円)を365日間までは支給される。

(四) 死亡・傷害補償

一時金18,000フランが支給される。

(五) 内乱、天災等不慮の災害に対する補償

内乱、または国際戦争による災害を除き補償される。

6. ド イ ツ

(1) 災害補償の対象 傷病・身体障碍・死亡

(2) 補償の負担 DGFE(技術援助実施機関)

(3) 補償の方法 保険

(個人保険契約を結ぶ場合、保険料月額50ドイツマルクまでDGFEが補助)

(4) 補償内容

(イ) 医療補償

一般の傷病は健康保険の対象となっている。

(ロ) 廃疾補償

DGFEによる一括保険の対象となっている。一時金で10万マルク(900万円)を支給。

(ハ) 死亡補償

一時金として一率5万ドイツマルク(450万円)を支給する。

(ニ) その他

健康保険でカバーされない部分については、DGFEが補償を支払う。補償期間は勤務期間中の傷病に限り派遣専門家としての契約解消後3カ年までは補償する。

(ホ) 財産補償

財産補償制度は現在のところないが、目下検討中である。

(注) 補償に関する特別の法令はない。

7. ニュージーランド

(1) 災害補償の規定 海外派遣専門家に適用される災害補償規定はなく、実際には労働者の国内における災害に適用される NZ Workers Compensation Act によつてい

(2) 補償の負担 政府全額負担

(3) 補償の方法 政府が直接支出。(保険にはいつていない)

(4) 補償内容

(イ) 医療補償

金額は Compensation Court が決定する。期間は6年を越えない。

(ロ) 廃疾補償

(イ)と同様

(ハ) 死亡補償

一時金、遺族手当、療養、埋葬手当を支給する。金額は Compensation Court が決定する。

(ニ) 内乱・天災等の不慮の災害に対する補償

通常災害と同様に扱う。

(注) 補償に関する特別の法令はなく、国内における補償制度を一般的指針としている。

8. イギリス

(以下は Volunteers についてののみ)

(1) 災害補償の対象 制限なし

(2) 補償の負担 V. S. O. (Voluntary Service Overseas)

(3) 補償の方法 保険

(4) 補償内容

(イ) 医療補償

期間中(1年間)250ポンドまでを補償。

(ロ) 廃疾補償

最高一時金5,000ポンド(完全廃疾)から、最低1週3ポンド(一時故障の療養補償)まで、事情に応じて種々。

(ハ) 死亡補償

一時金として500ポンドを支給。

(ニ) 内乱・天災等不慮の災害に対する補償

規定なし。

(ホ) その他

休暇中の医療費、自己の所持品および自動車、モーターサイクル等に対する保険は本人負担である。

(注) 海外開発省を通して派遣されている海外要員に対する医療・災害補償は資料不入手のため記載不可能であつた。

9. アメリカ

(以下は peace corps についてののみ)

(1) 補償の負担 連邦政府

(2) 補償内容

(イ) 軽度の傷病

平和部隊主事医、政府立病院にて無料治療をうけることができる。

(ロ) 重病

30日以上入院を要する傷病者は労働省の雇用者補償の適用をうけ無料治療をうける。

その他に

(注)

7. =

(1)

i) 傷病の場合には、その期間中俸給の $66\frac{2}{3}\%$ が、扶養家族があれば 75% が支給される。

ii) 傷病治療後においても、その傷病故に所得能力が減少した場合には減少額の $66\frac{2}{3}\%$ 、扶養家族があれば 75% が補償される。ただし月 525 ドルを越えない額。

iii) 手足等身体の一部の永久的機能喪失の場合は i)、ii) に加えて規定に従い補償される。

iv) 手足の切断、失明等は永久完全廃失とみなされ i)、ii) の補償に加えて規定に従って補償される。

(2)

(3)

(f) 死亡補償

(4)

規定により扶養家族に補償が行なわれる。

扶養家族をもたない場合は葬儀費用等、最高 800 ドルまで支給するのみ。

その他、隊員に対して希望により海外勤務期間中及び同期間終了後 60 日間をカバーする 1 万ドルの生命保険 (月 1 ドル 20 セントの掛金) の便宜が提供されている。

(注) 傷病等の補償に関してはあくまでも故意の過失によらないものを対象とする。

以上の補償は訓練期間中もカバーする。

